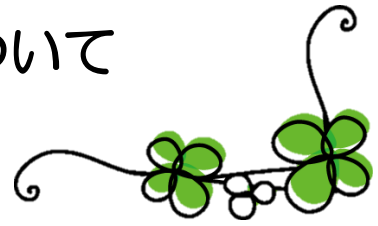


妊婦のための支援給付について



養老町では、妊婦の経済的負担軽減のため給付金を支給する「妊婦のための支援給付」を行っています。また、妊娠期からの切れ目ない支援を行うために、面談等により情報提供や相談等を行う「妊婦等包括相談支援事業」をあわせて行います。

【妊婦のための支援給付（妊婦支援給付金）】

妊婦のための支援給付は、2回に分けて支給します。

1. 支給対象者

申請日において、養老町に住民登録のある方で、下記に該当する方

○1回目（妊娠届出時）

妊娠の届出をした妊婦（産科医療機関等を受診し、胎児心拍を確認した方に限る。）

で妊婦給付認定申請書を提出し、妊婦給付認定を受けた方

○2回目（妊娠 32 週以降）

妊婦給付認定を受けた妊婦で、出産予定日 8 週間前の日（妊娠 32 週）以降に胎児の数の届出書を提出した方

2. 支給内容

○1回目（妊娠届出時） 5万円

○2回目（妊娠 32 週以降） 胎児の数×5万円

3. 支給方法

口座振込による支給 *申請者は妊婦に限ります。
*申請者と振込口座名義人は同一としてください。



4. 申請方法

○1回目（妊娠届出時）

母子健康手帳交付の際、妊婦給付認定申請書にご記入いただきます。

○2回目（妊娠 32 週以降）

妊娠7か月頃に、「胎児の数の届出書」「妊娠中期以降のアンケートのご案内」「妊婦相談日一覧」を郵送します。妊娠 32 週以降に保健センターへお越しいただき、面談時に「胎児の数の届出書」を提出していただきます。

※妊娠 32 週末満での申請はできません。（ただし、流産や死産等の場合を除く）

※面談は妊婦相談日（毎月第 1・3 金曜日 14:00~15:00）に行います。

妊婦相談日一覧の中から来所可能な希望日をアンケートにてお答えください。

妊婦相談日での来所が難しい場合は、保健センターへご相談ください。

5. 申請時持参するもの

- 1回目：医療機関が発行した妊娠届出書、妊婦さん本人の振込先金融機関口座のわかるもの（通帳、キャッシュカード）、マイナンバーカード
- 2回目：母子健康手帳、妊婦さん本人の振込先金融機関口座のわかるもの（通帳、キャッシュカード）、胎児の数の届出書

※妊婦給付認定の申請には個人番号が必須となります。マイナンバーカードが無い場合は通知カードまたは個人番号の記載された住民票と身分証明書（運転免許証またはパスポートなど）をあわせてご持参ください。

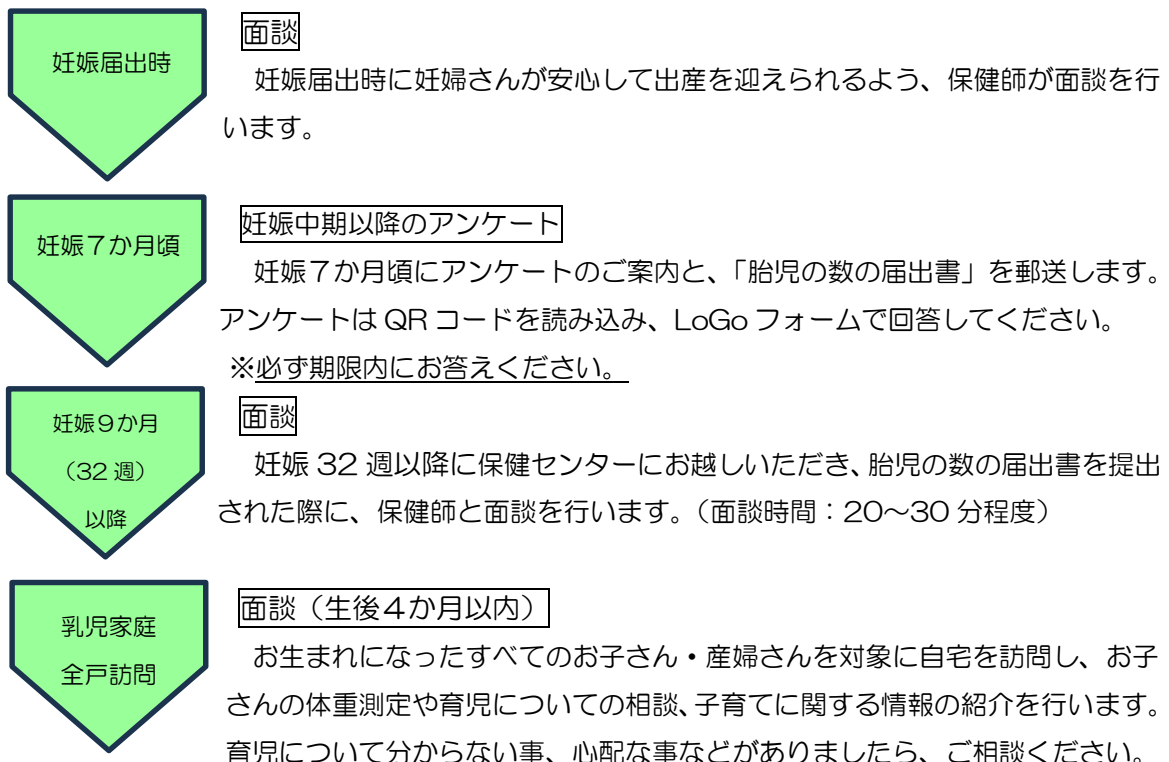
6. 申請場所 養老町保健センター

7. その他

胎児心拍確認後の流産や人工妊娠中絶、死産となられた方も給付金の対象となります。該当する場合は、保健センターまでご連絡ください。

【妊婦等包括相談支援事業】

妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援を実施するために、保健師が面談等で個別相談を行います。以下の相談以外にも、電話・来所・訪問でも相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。



【お問い合わせ先】

養老町保健センター

電話番号：0584-32-9025

